

# 子どもの日記念シンポジウム

## 18歳はおとな？

～少年法適用年齢引き下げ問題を考える～

2019年5月26日（日）  
午後1時30分～4時30分  
（午後1時 受付開始）

長野市生涯学習センター  
(TOiGO) 4階 大会議室2・3

入場無料・予約不要



### ■登壇者

- ・山口由美子さん(西鉄高速バスジャック事件被害者)
- ・杉山弘樹さん(元少年)
- ・横山勝さん(元家庭裁判所調査官)
- ・高橋聖明弁護士(長野県弁護士会)

今、少年法の適用年齢が20歳未満から18歳未満に引き下げられようとしています。

これは、選挙権年齢と民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことを受けて議論されていることですが、はたして、少年法をこれらと同じに引き下げてよいのでしょうか。

本企画では、少年犯罪の被害者、元少年、元家庭裁判所調査官からそれぞれお話を聞き、引き下げにより少年法の適用対象から外れることとなる18歳・19歳の少年の実像と、少年犯罪の実際を知ること、少年法の適用年齢はどうあるべきかを共に考えていきたいと思ひます。

お気軽にご参加ください。

主催；長野県弁護士会 共催；日本弁護士連合会



長野県弁護士会 TEL.026-232-2104 <http://nagaben.jp/>